

大阪市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市国民健康保険条例施行規則（昭和36年大阪市規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<u>第6条</u>　〔略〕 〔削る〕 （<u>資格確認書</u>の紛失と再交付） 第7条　世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る<u>資格確認書</u>（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第6条第1項に規定する資格確認書をいう。）を失つて再交付を申請する場合は、所定の様式による申請書を市長に提出しなければならない。 （一部負担金の減免又は徴収猶予） 第13条　〔略〕 〔2・3　略〕 4　一部負担金の減免又は徴収猶予の措置を受けた者が、保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける場合は、<u>前項の証明書を当該保険医療機関又は保険薬局に</u>	<u>第5条の2</u>　〔同左〕 （被保険者証の更新） <u>第6条</u>　世帯主は、市長があらかじめ告示する期間内に、被保険者証を市長に提出して、その更新を受けなければならない。 （<u>被保険者証</u>の紛失と再交付） 第7条　世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る<u>被保険者証</u>を失つて再交付を申請する場合は、所定の様式による申請書を市長に提出しなければならない。 （一部負担金の減免又は徴収猶予） 第13条　〔同左〕 〔2・3　同左〕 4　一部負担金の減免又は徴収猶予の措置を受けた者が、保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける場合は、<u>被保険者証に前項の証明書を添えて、当該保険医</u>

提出しなければならない。 (出産被保険者に関する届出) 第15条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した所定の様式による届出書を市長に提出しなければならない。 [(1)～(3) 略] (4) 出産の予定日 (<u>国民健康保険法施行規則</u>第32条の10の2で定める場合には、出産の日。次項において同じ。) [(5)・(6) 略] [2～4 略]	療機関又は保険薬局に提出しなければならない。 (出産被保険者に関する届出) 第15条の3 [同左] [(1)～(3) 同左] (4) 出産の予定日 (<u>国民健康保険法施行規則</u>(昭和33年厚生省令第53号)第32条の10の2で定める場合には、出産の日。次項において同じ。) [(5)・(6) 同左] [2～4 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(令和6年11月29日揭示済)